

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		就労自立給付金の支給の申請に対する処分
根拠条例・規則等名		① 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号） ② さいたま市福祉事務所長事務委任規則（平成 15 年さい たま市規則第 43 号）
条 項		① 第 55 条の 4 第 1 項 ② 第 2 条第 1 項
所 管 部 課		区役所 健康福祉部 福祉課
審 査 基 準	基 準 (未設定の場 合はその理 由)	福祉事務所長は、被保護者の自立の助長を図るため、そ の管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地を有す る被保護者であって、厚生労働省令に定める安定した職業 に就いたことその他厚生労働省令で定める事由により保 護を必要としなくなったと認めたものに対して、厚生労働 省令で定めるところにより、就労自立給付金を支給する。
	設定等年月日	平成 26 年 7 月 1 日設定 平成 27 年 4 月 1 日最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場 合はその理 由)	総日数 14 日（土日・祝日等を含む）
	設定等年月日	平成 26 年 7 月 1 日設定 平成 27 年 4 月 1 日最終改正
備 考		